

令和 7 年

奥州市教育委員会会議録

第4回定例会 4月25日招集

奥州市教育委員会

Ⅰ 開会、閉会等に関する事項

開催日時 開会 令和7年4月25日(金)午後3時
閉会 令和7年4月25日(金)午後3時54分
開催場所 江刺総合支所4階特別会議室

2 出席委員当の氏名

	高 橋 勝	教育長
1番	佐々木 哲也	委員（教育長職務代理者）
2番	松 本 崇	委員
3番	菊 地 幸	委員
4番	猪 股 登喜子	委員

3 説明のため出席した職員の職及び氏名

高橋広和教育部長、松戸昭彦教育総務課長、千田有美学校教育課長、菅野明史学校教育課主幹、小野寺正行歴史遺産課長、菊池淳協働まちづくり部生涯学習スポーツ課長

事務職員出席者 丸山深幸教育総務課長補佐

4 本日の会議に付した事件（議事日程第1号）

第1 委員の議席の決定について

第2 会期の決定

第3 教育長報告

(1) 奥州市教育委員会の所管に属する附属機関の令和6年度下半期における審議等の状況について

(2) 令和7年度小・中学校学級編制について

(3) 令和7年度幼稚園学級編制について

(4) 令和7年度教職員定期人事異動について

(5) 生徒指導について

第4 議案第1号 奥州市教育委員会代決専決規程の一部を改正することに係る臨時代理処理に関し承認を求めるについて

第5 議案第2号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨時代理処理に関し承認を求めるについて

第6 議案第3号 奥州市奨学生選考委員会委員の委嘱に関し議決を求めるについて

第7 議案第4号 奥州市指定天然記念物「荻ノ窪のキタゴヨウ」の指定解除に関し議決を求めるについて

5 会議の概要

開会、会議成立宣言、本日の会議日程について「議事日程第1号」により進めることを宣言、秘密会とする議決（教育長報告「生徒指導について」）、秘密会とした教育長報告「生徒指導について」は、学校ごと又は児童生徒の個々の状況に関わらない部分のみを公表することの議決、議案の審議

第1 委員の議席の決定について

- 1番 佐々木哲也教育長職務代理者
 - 2番 松本崇委員
 - 3番 菊地幸委員
 - 4番 猪股登喜子委員
-

第2 会期の決定について

本日1日と決定

第3 教育長報告

(1) 奥州市教育委員会の所管に属する附属機関の令和6年度下半期における審議等の状況について

○高橋教育部長が資料に基づき一括して説明

【要旨】

- ・ 令和6年度上半期の状況については、昨年10月の定例会において報告しているが、今回の報告は、同年度下半期における各附属機関の審議内容等についてお知らせするものであり、付議案件及び審議の状況や会議における提言の概要について報告するもの。

【質疑等】

菊地委員

資料3ページ図書館協議会の「審議等の結果」の部分に「図書購入費を一律ではなくメリハリをつけた配分にすれば市民に対して新鮮味を感じていただけるのではないか」という記載があるが、どういう意味か。

菊池協働まちづくり部生涯学習スポーツ課長

おそらく、過去の経緯をふまえて予算がついてきたという状況であり、例えば各地域の人口に比例したバランスの取れた予算配分のようにはなっていないと思われるが、さらに各館の独自性を出せるような配分にすることによって、市民の方に新鮮味を感じていただけることにつながるという意味ではないか。

菊地委員

同じく次の項目で、「小さい子を連れた方や、子ども達が利用しやすい環境を整える」とあるが、昨年度も、赤ちゃんが泣き叫んでも大丈夫だよというような周知を図って、利用の敷居を低くする必要があるのではという意見が出ていた。今年度も同じ要望が出ているということは、やはりなかなか難しいということか。

菊池協働まちづくり部生涯学習スポーツ課長

誰もが利用しやすい図書館というのがベストであるため、今後会議等において、改めて当課の方からも話題を出すなど様々な働きかけをしながら、利用しやすい環境を構築していきたい。

菊地委員

最後に、一番下の項目に「これから図書館は『憩いの場』というものを目指すべき」とあるが、前回も今後の図書館のあり方について話題に出ており、見直すべき時期が来ているのではと感じている。それに対して、市としてどういう方向性なのか、もしくはどういう方向性を検討していくのか伺いたい。

菊池協働まちづくり部生涯学習スポーツ課長

この件に関しては、館長さんが代わったばかりの図書館もあり、現時点ではまだ具体的な話を設けていないが、こちらについても、他市の事例等も踏まえながら、より良い図書館を目指して、館長さんとも話し合っていきたいと考えている。

高橋教育長

そのような図書館の形を取り入れている市町村ももちろんあるが、やはり静寂を求めて来る方々もいる中で難しい部分もあり、デメリットも大きい。これからまだ時間をかけて検討していく必要性について共通理解はされていると思うが、将来的にはそうなるだろうという認識はあるため、これから何らかのアクションは出てくると思う。

佐々木委員

こういった意見や要望をふまえて、次の世代に残せるような新しい図書館のあり方を検討してほしい。

先ほどの、予算のメリハリについて、私もはっきりとは分からぬが、おそらくこういうことではないか。ひとつの市町村に複数の図書館が設置されていて、そのうちA館は芸術系の書籍を中心に、B館は文学系、C館は子ども図書館、というように、それぞれの館に特徴を持たせるように整備すれば、市全体としてはかなり深いものになる。どこの館でも同じような本を買っていたのではなかなか深いものにはならない。

高橋教育長

メリハリについての文面だけでは何のことか分からぬが、確かに、毎年同じような予算配分だというような話だったと記憶している。先ほど話に出たような、館によって全く違うアレンジメントでも面白いかなと思うので、今度話題にしてもらえばよいのではないか。

- 「(2) 令和7年度小・中学校学級編制について」から「(4) 令和7年度教職員定期人事異動について」までを千田学校教育課長が資料に基づき一括して説明

【要旨】

(2) 令和7年度小・中学校学級編制について

●小学校

- ・ 4月3日現在の児童数の合計は4,748名で、昨年度から134名の減である。
- ・ 単式の学級数は179学級で、昨年度に比べて7学級の減となった。
- ・ 複式学級数は、田原小学校2・3年生の1学級である。
- ・ 特別支援学級の数は64学級で、昨年度から4学級の増である。児童数は270名で、昨年度より30名の増である。全体の児童数が減少している中、特別支援学級の児童数は増えている。全児童に占める割合は、5.7%である。市では特別支援教育支援員を配置しているが、今年度は16校に対して42名を配置しており、昨年度から1名増である。

●中学校

- ・ 生徒数の総計は2,641名で、昨年度から61名の減である。
- ・ 単式の学級数は81学級で、昨年度に比べて4学級の減となった。
- ・ 特別支援学級の数は27学級で、1学級の増である。生徒数は111名で、昨年度より9名の増である。全生徒数に占める割合は4.2%である。市では特別支援教育支援員を6校に10名配置しており、昨年度と同数である。

(3) 令和7年度幼稚園学級編制について

- ・ 公立幼稚園は、昨年度から小山東1園となり、園児数は9名である。
- ・ 認定こども園は、幼・保の合計で令和5年度は219名、令和6年度は175名、令和7年度は、昨年10月に開園した江刺ひがしこども園含め169名で、昨年度より6名の減である。

(4) 令和7年度教職員定期人事異動について

- ・ 退職者数は小・中合計で35名であり、昨年度より14名の増である。昨年度始まった定年延長の対象者が定年退職を迎えたことが大きな要因である。
- ・ 奥州市内での異動者数は36名で、昨年度より12名の減である。他市町村への転出は63名で、昨年度より7名の減である。他市町村からの転入は68名である。新規採用数は17名で、ここ数年では少ない配置となった。
- ・ 管理職等への昇任は、校長に6名、副校長に6名、主幹教諭に2名、事務長に2名の合計16名の昇任があった。
- ・ 全体の異動総数は219名で、昨年度に比べ7名の減である。退職を含めた「出」が98名、新採用を含めた「入」が85名で、教員数は昨年度より13名の減である。

【質疑等】

松本委員

毎年特別支援学級の人数が増えているということだが、これに対して先生の数は足りているか。全体の子どもの数が減り通常学級が減っているため大丈夫かとは思うが、目も手もかかる子どもたちに先生方が手厚く配置されて、通常学級の方がおろそかになるというような状況にはなっていないか。

千田学校教育課長

級数に合わせて教員の配置はされているため、通常学級も特別支援学級も担任が欠けているということはない。

高橋教育長

配置しなければならない教員の定数は確保できているが、役割分担等必要なプラスアルファの部分は充足していない。

松本委員

スタートで足りていても、これから1年の中で欠けていく場合もある。

高橋教育長

途中で欠けても代わりがいないという状況がここ何年も続いている。加配の枠はあるが人がいないため、最終的に加配の枠を返上するということが2~3年続いている。他の都道府県含めて足りていない。リタイアした方にお願いして復帰したりもしているが、それでも厳しい。

(5) 生徒指導について

○千田学校教育課長が資料に基づき一括して説明

以上で教育長報告を終わる。

第4 議案第1号 奥州市教育委員会代決専決規程の一部を改正することに係る臨時代理処理に し承認を求めるについて

○松戸教育総務課長が議案を朗読、高橋教育部長が提案理由の説明、松戸教育総務課長が詳細説明

【提案理由】

- ・教育委員会規則その他教育委員会の定める規定の一部改正については、教育委員会会議に付議し議決を得ることとなっているが、会議を招集するいとまがなく、「奥州市教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1号に基づく臨時代理処理を行ったことから、同規則第4条第1項の規定により当委員会の承認を求めるため、本案を提出するもの。

【詳細説明】

- ・本件は、地方自治法施行令の一部改正により、随意契約によることが可能な基準額が引き上げられることに伴い、教育委員会においても専決できる金額を改めるもの。具体的には、専決事項の「教育財産の物品管理」の一部項目において、課長等が専決できる金額を「1件80万円未満」から「1件150万円未満」に引き上げることが主な内容となる。改正内容の詳細は、17ページの新旧対照表のとおり。

【質疑等】

佐々木委員

確認だが、教育長と教育部長の部分が空欄になったということは、専決できなくなったということか。

松戸教育総務課長

今回は金額のみの改正であり、教育長と教育部長の部分については、実態としては以前から80万円以上は財政課での取扱いとなっていたため、今回の改正に合わせて見直したもの。

【討論】

なし

採決の結果、原案どおり決することに全員異議なし

原案可決

第5 議案第2号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨時代理処理に し承認を求めるについて

○松戸教育総務課長が議案を朗読、高橋教育部長が提案理由及び詳細説明

【提案理由】

- 令和7年第2回奥州市議会臨時会において、市議会の議決を経るべき事件の議案を作成することについて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、市長から当委員会の意見を求められたが、教育委員会を招集するにまがなかったことから、「奥州市教育長に対する事務委任等に関する規則」の規定に基づき臨時代理処理を行い、市長に対し意見の回答を行った。この処理に対し、同規則の規定により当委員会の承認を求めるため、本案を提出するもの。

【詳細説明】

- 令和7年第2回奥州市議会臨時会に市長が追加提案した議案のうち、教育委員会に関するものは、議案が2件である。
- 議案第4号「令和6年度奥州市一般会計 補正予算（第16号）」は、10款教育費に関しては、繰越明許費として「（仮称）奥州西学校給食センター新築工事」の3千936万6千円を新たに追加するもの。
- 議案第6号「令和7年度奥州市一般会計 補正予算（第2号）」は、10款教育費に関しては、予算額の増減はなく、財源内訳の変更のみとなる。学校教育課所管の「ふるさと教育推進事業」に対し寄付金をいただいたことから、特定財源としてその300万円を充当し、同額を一般財源から減額するもの。

【質疑等】

なし

【討論】

なし

採決の結果、原案どおり決することに全員異議なし

原案可決

第6 議案第3号 奥州市奨学生選考委員会委員の委嘱に関し議決を求めるについて

○松戸教育総務課長が議案を朗読、高橋教育部長が提案理由の説明、松戸教育総務課長が詳細説明

【提案理由】

- 令和8年5月11日までの任期で委嘱している奥州市奨学生選考委員会委員10名のうち、奥州市奨学生選考委員会条例 第23条第1号に規定する「市内の高等学校長」の方1名について人事異動があったことから、後任の委員を委嘱しようとするもの。

【詳細説明】

- 異動のあった委員の選出区分が「市内の高等学校長」であることから、岩手県高等学校長協会奥州支会に後任者の推薦を依頼し、推薦のあった方1名を委嘱しようとするもの。任期は、奥州市奨学生選考委員会条例第24条に基づき、前任者の残任期間である令和8年5月11日までとする。

【質疑等】

なし

【討論】

なし

採決の結果、原案どおり決することに全員異議なし

原案可決

第7 議案第4号 奥州市指定天然記念物「荻ノ窪のキタゴヨウ」の指定解除に関し議決を求める ことについて

○ 松戸教育総務課長が議案を朗読、高橋教育部長が提案理由の説明、小野寺歴史遺産課長が詳細説明

【提案理由】

- 市指定天然記念物「荻ノ窪のキタゴヨウ」の一部伐採により、指定天然記念物としての価値を失ってしまうため、奥州市文化財保護条例第4条第2項第4号に基づき、奥州市文化財保護審議会に対し指定解除について諮問を行なったところ、指定解除を承認する旨の答申があったことから、同条例第35条第1項に基づき、指定を解除しようとするもの。

【詳細説明】

- 所有者は個人。この木は自宅付近の南側にあり、幹径が54センチ、樹高が14メートルと屋根よりも高く、強風等による倒木とこれに伴う家屋への被害が心配であるとして、安全管理対策のため樹木の丈を詰めたいと、所有者から指定解除申立書の提出があったもの。
- キタゴヨウは松科の常緑針葉樹で、古くから園芸種として親しまれているもので、この木は個人庭園内の銘木として貴重なものとされてきた。一部伐採した場合、樹形が著しく変形し、指定天然記念物の価値を失ってしまうことから、3月26日に開催した奥州市文化財保護審議会において、指定解除について諮問し、37ページのとおり答申いただいた。

【質疑等】

佐々木委員

大変大きな木で、あの辺りのシンボルツリーとなっている。

小野寺歴史遺産課長

その通り。そのために指定になっていたようだ。

高橋教育長

写真はないが、屋根よりも相当高いため、倒れた場合の被害は大変なものと予測できる。

松本委員

市役所のうば杉などはコンクリートで固めて保護したりしているが、今回のような場合は、例えば市から補助して樹形を保ってほしいというようなことは積極的にはしないのか。

小野寺歴史遺産課長

所有者の意向が最優先となる。最初は根元から伐採したいとの話もあったが、とりあえず丈を詰めるということで落ち着いた。

【討論】

なし

採決の結果、原案どおり決することに全員異議なし

原案可決

閉会